
AMT/NEWSLETTER

Energy

2025 年 7 月

屋根設置太陽光発電における初期投資支援スキーム 導入の経緯や概要の解説

弁護士 武内 則史/ 弁護士 沓水 一輝

Contents

- I. はじめに
- II. 初期投資支援スキームの概要
- III. むすび

I. はじめに

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」といいます。)に基づき資源エネルギー庁に設置された調達価格等算定委員会(以下「委員会」といいます。)は、2025 年 2 月 3 日、「令和 7 年度以降の調達価格等に関する意見」を公表し、2025 年 10 月以降、屋根設置太陽光発電の導入に初期投資支援スキーム(以下「本スキーム」といいます。)が適用されることとなりました。屋根設置太陽光発電は比較的地域共生がしやすく、自家消費前提で系統負荷が低いことから政策的に推奨されており、これまで、FIT/FIP 制度においても価格優遇が図られてきました。もっとも、FIT 制度導入当初に比べて太陽光発電の年間導入量は低下しており、本スキームは屋根設置太陽光発電のポテンシャルを積極的に活用していくための制度として導入されます。本ニュースレターでは、本スキームの概要として、本スキームの導入の経緯やその内容を中心に説明いたします。

II. 初期投資支援スキームの概要

1. 初期投資支援スキーム導入の経緯

太陽光発電はエネルギー源が太陽光であるため、設置する地域に制限がなく、導入しやすいシステムとして政策的に推奨され、日本を代表する再生可能エネルギーに位置付けられてきました¹。そのなかでも、屋根設置太陽光発電につい

¹ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/index.html

ては、比較的地域共生がしやすく、自家消費型として導入される場合に系統負荷が小さいため、積極的に活用していくことが重要とされ、関係省庁の施策と連携しながら国が率先して公共部門への設置を進めていくこととしています²。他方で、国民負担にも配慮した制度とする必要があることから、住宅用太陽光、事業用太陽光(屋根設置)の初期投資を行う期間・価格について、自家消費の促進にも配慮しつつ、投資回収の早期化の効果の最大化を目指す制度として、「初期投資支援スキーム」が導入されることとなりました³。

2. 「階段型の価格設定」と「支援期間の短縮」

初期投資支援スキームは、その検討段階において、①初期支援と後期支援の期間を別個に設定し、初期の価格を高く、後期の価格を低くするという「階段型の価格設定」と、②そもそもの支援期間(FIT/FIP 期間)を短縮するという「支援期間の短縮」の 2 つの考え方が提案されました。これら 2 つの考え方は、(ア)投資回収期間、(イ)事業継続・適切な廃棄の確保、(ウ)自家消費、(エ)国民負担という 4 つの論点で議論され、次のように整理されました。

まず、(ア)投資回収期間については、①②のいずれについても初期投資支援価格を何円として設定するかによって変動することとなります。この点、委員会において、小売電気事業者による買取額が高い場合、①が後期の低い価格での買取となるのに対し、②は小売電気事業者に対して余剰電力を高い価格で売却することになるため、収益性が向上するとの見解が示されています⁴。

次に、(イ)事業継続・適切な廃棄の確保については、①の方に分があると整理されています。すなわち、①によれば初期の価格よりも低い後期の価格であったとしても、全く支援がなくなる②と比べた場合には事業を継続するインセンティブがあるといえます。また、特に、事業用太陽光の場合、再エネ特措法改正により 2022 年 7 月から始まった太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度が、毎月の買取費用から積立金相当額を差し引くという源泉徴収的な外部積立てを原則としている⁵ところ、②の考え方では積立期間における支援が存在しないことから源泉徴収的な外部積立てができないことになります。この(イ)の分析をもとに、後述のとおり、事業用太陽光の場合には①の「階段型の価格設定」を採用することとされました。

また、(ウ)自家消費の観点とは、需給近接型の太陽光発電のメリットでもある自家消費のインセンティブが低下する状態(≡自家消費するよりも買取に回した方が経済的に得をするような状態)としないようにする観点からの分析をいいますが、この観点で見たとき、①②の間に差はなく、どちらも基準価格を電気料金水準よりも低く設定する必要があります。

最後に、(エ)国民負担については、①②いずれの初期投資支援スキームを採用した場合であっても、従来の FIT/FIP 制度による国民負担と比較した場合に割引現在価値ベースで小さくなれば、国民負担が抑制されたということが出来ます。そのため、①②の間には差がないと分析されています。なお、この割引率については、物価安定目標の水準(2%)や、20 年国債の金利水準(2024 年 12 月当時には概ね 1.9%)を踏まえて、2%とする案が示されました⁶。

以上のような整理のもと、論点(ア)と論点(イ)(ウ)(エ)がトレードオフの関係にあることも踏まえ、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提として、これらの目的が阻害されない範囲において投資回収期間の早期化を図ることとなり、また、事業継続・適切な廃棄の確保の観点から、少なくとも廃棄等積立制度の対象となっている事業用太陽光(屋根設置)に関しては適切に廃棄等費用を確保するため、「階段型の価格設定」のスキームを採る一方で、住宅太陽光については投資回収期間の早期化効果を最大化するため「支援期間の短縮」のスキームを採ることが方針として示されました。

2 2025 年 2 月 3 日調達価格等算定委員会「令和 7 年度以降の調達価格等に関する意見」(以下「意見」といいます。)²² 頁参照。

https://www.meti.go.jp/shingikai/santeti/pdf/20250203_1.pdf

3 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/2024_fitkakaku_shokitoushi.pdf

4 意見 23 頁 図表【参考 22】参照。

5 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document03.pdf 3 頁参照。

6 注釈 4 に同じ。

3. 住宅用太陽光におけるその後の議論

このように、委員会は、住宅用太陽光については「支援期間の短縮」のスキームを採用することを当初の方針としていました。委員会は、その積極的な理由として、2019 年の卒 FIT 案件の登場以降、FIT 期間終了後の小売電気事業者の買取メニューが相当程度多様に用意されており、FIT 期間終了後も売電時に十分な売電収入を得ることが可能となっていること、再生可能エネルギーの自立化という観点からは、FIT/FIP 制度を前提としない事業・ファイナンスのモデルを早期に確立することが重要であること（そのため、FIT/FIP 制度を前提とする「階段型の価格設定」のスキームには慎重であること）を挙げており⁷、原則的に住宅用太陽光については「支援期間の短縮」のスキームとすることを検討していました。

しかし、住宅用太陽光におけるビジネスモデルには、住民と電力購入契約を締結することにより、住宅の屋根に太陽光発電を設置する形による事業実施を行う例があり、このような事業の場合、FIT モデルによる確実な売電収入が見込まれることを前提にファイナンスを組成していることが委員会の事務局のヒアリングにより確認されました⁸。このような事業者の予見可能性を確保し、住宅用太陽光発電の導入を滞らないようにするため、「支援期間の短縮」のスキームに移行するための猶予期間が設けられることとなりました。

以上の議論の結果、委員会は、住宅用太陽光に適用する初期投資支援スキームについても、「支援期間の短縮」のスキームが適切であるとの原則を維持しつつ、事業者の予見可能性に配慮し、十分な猶予期間を設定する観点から、2026 年度までにおいては事業用太陽光（屋根設置）と同様に「階段型の価格設定」のスキームを適用することとしました。2027 年度以降の取扱いについては来年度以降の委員会において議論されることとなっています。

4. 初期投資支援スキームの具体的内容

2025 年 10 月から開始する初期投資支援スキーム（「階段型の価格設定」のスキーム）の内容は以下のようになります（図表 1 参照。）。なお、当該内容は 2026 年度までの経過措置と位置付けられており、本スキームの内容は 2027 年度以降において変更される可能性があります。

まず、現行の住宅用太陽光は調達期間が 10 年、事業用太陽光（屋根設置）については 20 年とされています。これらの調達期間は維持したうえで、調達期間開始日からある一定期間（以下「初期投資支援期間」といいます。）については現行の場合に想定される FIT/FIP 価格を上回る価格（以下「初期投資支援価格」といいます。）により、売電を認めることとしています。これらの初期投資支援期間及び初期投資支援価格については、自家消費の促進や国民負担の抑制を前提に、以下のような前提条件の下で投資回収の早期化の効果を最大化する値を算定するとしています。

初期投資支援期間及び初期投資支援価格の算定のための前提条件 ⁹	
①	電気料金の水準について、2025 年度の価格設定に際して想定していた自家消費便益の想定値（産業用電気料金水準：19.56 円/kWh、家庭用電気料金水準：27.31 円/kWh）とし、初期投資支援期間の価格がこれを超えないようにします。
②	加重平均後の卸電力取引市場価格の水準を 8.3 円/kWh と設定したうえで、初期投資支援スキームにより調達価格/基準価格を設定した際の国民負担と、従来の方法で調達価格/基準価格を設定した際の国民負担については、割引現在価値ベース（割引率：2%）で、前者が大きくなるようにします。

また、新築建物に太陽光発電設備が設置される場合、設置費用は住宅の建設・購入費用の内数となることから、太陽光発電設備自体の投資回収期間が、太陽光発電の導入に対する大きな障壁にならないとの指摘もありました¹⁰が、足元における新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率が 2030 年度目標を下回ることから、取組を強化するため、現時点で

⁷ 意見 24, 25 頁参照。

⁸ 意見 24 頁参照。

⁹ 意見 26 頁参照。

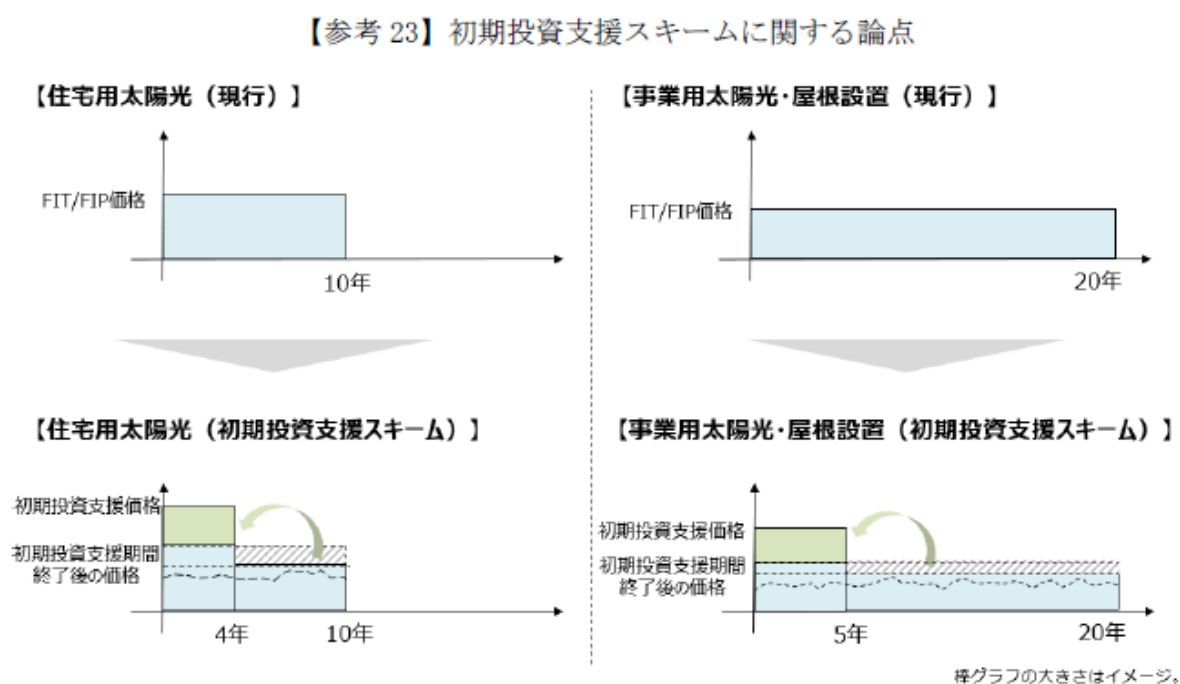
¹⁰ 意見 26 頁参照。

は新築建物への設置を支援の対象外とはしないこととしました。

さらに、初期投資支援スキームにおいては、家庭用電気料金水準を参考に、2 で説明した自家消費へのディスインセンティブを最大限抑えるような価格設定とすることとされています。

なお、初期支援投資支援スキームの適用開始時期は 2025 年 10 月とすることとなっており、その価格については改めて設定されている一方で、2025 年 4 月～9 月については、経過措置的に、既に設定した 2025 年度価格を維持することとなっております¹¹。

【図表 1】



(出典:意見 26 頁【参考 23】初期投資支援スキームに関する論点)

III. むすび

2025 年 10 月から初期投資支援スキームが活用されることにより、屋根設置太陽光発電の活用が進んでいくことが予想されます。従来の FIT/FIP 制度のもとで、長期のキャッシュフローを前提に、数百件規模の屋根設置太陽光発電のポートフォリオでの開発において、プロジェクトファイナンスやプロジェクトボンドの手法により資金調達がなされた事例も生まれています。本スキームが、こうした屋根設置太陽光発電の開発に関して、金融機関のファイナンスへの取組に与える影響について注視する必要があります。

また、本スキームのあり方については、「支援期間の短縮」のスキームが視野に置かれていますので、2027 年度以降の制度設計についても引き続きフォローしておく必要があります。

以上

¹¹ 具体的な調達価格については、https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html をご参照ください。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 武内 則史 (norifumi.takeuchi_grp@amt-law.com)
弁護士 沓水 一輝 (kazuki.kutsumizu@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。